

○経済産業省告示第二百六十九号

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示

第一条 次に掲げる告示の様式中「㉓」を削る。

一 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法実施要綱（平成九年通商産業省告示第六百四十三号）様式第一、様式第三及び様式第六

二 租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項及び第七項の経済産業大臣の認定に関する手続を定める件（平成十六年経済産業省告示第二百二十四号）様式第一及び様式第二

三 登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づくアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成十八年経済産業省告示第七十八号）第二号

四 登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づく航空機製造事業法第二条の二又は同法第二条の八の許可に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成十八年経済産業省告示第九十八号）第二号

五 登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第三十条の規定に基づき高圧ガス保安法の登録又は認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書を貼り付ける書類（平成三十一年経済産業省告示第一百十号）第二号

六 国際エネルギースタンププログラム制度要綱（令和二年経済産業省告示第五十二号）様式第一及び様式第三

（登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第十九条の規定に基づく石油輸入業の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類の一部改正）

第二条 登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第十九条の規定に基づく石油輸入業の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成十三年経済産業省告示第七百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第三十条の規定に基づく石油輸入業の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類

第二号中「㉓」を削る。

（輸入の届出に係る経済産業大臣の承認に関する告示の一部改正）

第三条 輸入の届出に係る経済産業大臣の承認に関する告示（平成十七年経済産業省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「㉒」を削る。

（登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第十九条の規定に基づき消費生活用製品安全法第十二条第一項の登録等に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類の一部改正）

第四条 登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第十九条の規定に基づき消費生活用製品安全法第十二条第一項の登録等に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類（平成十七年経済産業省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第三十条の規定に基づき消費生活用製品安全法第十二条第一項の登録等に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類

（租税特別措置法施行規則第二十一条第一項等に規定する経済産業大臣の認定に関する手続の一部改正）

第五条 租税特別措置法施行規則第二十一条第一項等に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（平成二十六年経済産業省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで中「㉒」を削る。

第六条 次に掲げる告示の様式中「㉒」を削る。

一 租税特別措置法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二号の五十九第九項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（平成二十八年経済産業省告示第百十三号）様式第一から様式第八まで

二 外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）様式第一号及び様式第三号から様式第十号まで

（事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式の一部改正）

第七条 事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式（平成三十一年経済産業省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式中「㉒」を削る。

（情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部改正）

第八条 情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㉒」を削る。

（中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表並びに第二号及び第三号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部改正）

第九条 中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表並びに第二号及び第三号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示（平成三十一年経済産業省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式中「㉒」及び「㉑」を削る。

（登録試験事業者等に係る電子情報処理組織を使用して提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準及びあらかじめ提出すべき書面等の様式の一部改正）

第十条 登録試験事業者等に係る電子情報処理組織を使用して提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準及びあらかじめ提出すべき書面等の様式（令和元年経済産業省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㉒」及び「㉑」を削る。

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。